

教職員の働き方改革推進計画【概要】

令和7年3月26日京都府教育委員会策定

1 策定の趣旨

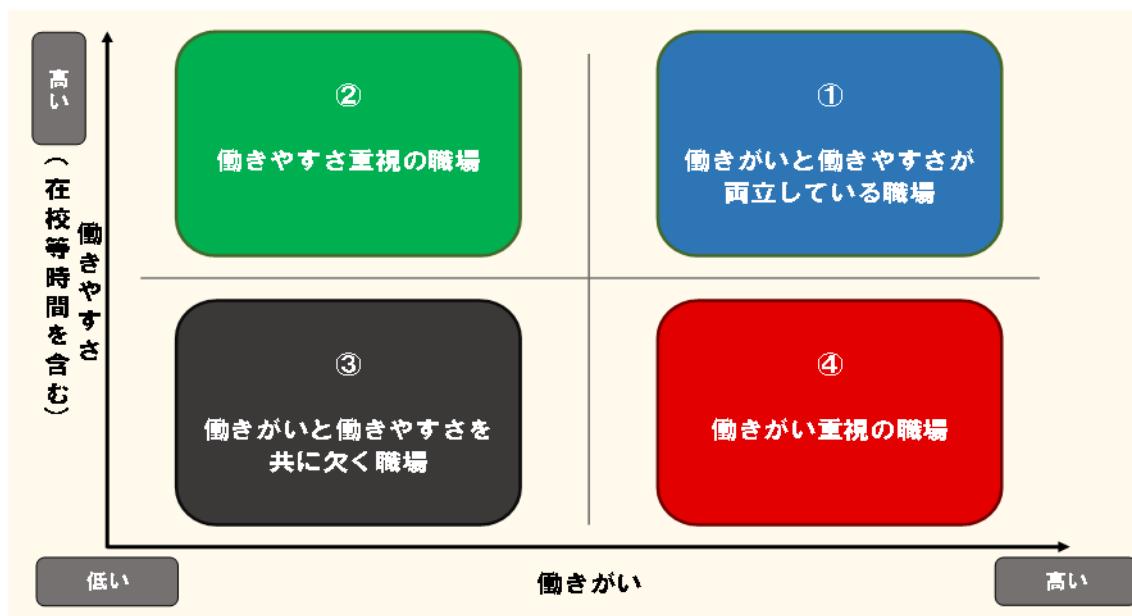
平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革実行計画」（令和3年3月改定）に基づき、教職員の働き方改革を進めてきた結果、令和5年度に実施した教員勤務実態調査の結果では、教員の1週間当たりの在校等時間は平成29年の結果と比較して約3時間減少したが、1週間当たりの時間外在校等時間が20時間以上（1か月に換算すると80時間以上）の教員の割合は依然として多い状況にある。

こうした状況や、令和6年8月に中央教育審議会において取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」等を踏まえ、「教職員の働き方改革推進計画」を策定する。

2 計画の方向性等

(1) 目指す方向性

在校等時間の削減にあたって、教員が働きがいを高めつつ、働きやすさも両立している学校を目指した働き方改革を推進する。



(2) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

(3) 取組方針・取組指標

①時間外在校等時間の削減

- ・計画期間に関わらず速やかに全教職員の時間外在校等時間月 45 時間以内
- ・月 80 時間を超える教職員をゼロにすることが最優先

②働きがいの向上

次の項目で肯定的な回答を示した割合の改善

- ・仕事に関連する充実した心理状態 (ユトレヒト・ワーク・エンゲージメント尺度)
- ・自己研鑽の機会の確保の状況 等

③働きやすさの向上

次の項目で肯定的な回答を示した割合の改善

- ・気分障害や不安障害のスクリーニング調査 (K 6)
- ・不眠症のスクリーニング調査 (アテネ不眠尺度) 等

3 重点的な取組

教員の働きがいに考慮し、学校の実情を踏まえながら、様々な取組を複合的に実施する。

授業・学級経営関係	<ul style="list-style-type: none">・教科担任制や京都式少人数教育の推進等による負担軽減・初任者の育成・支援によるサポート体制の強化 等
部活動関係	<ul style="list-style-type: none">・地域クラブ活動の推進による土・日曜日の在校等時間の縮減・部活動指導員の活用による在校等時間の縮減 等
生徒指導、保護者対応等関係	<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラー等の専門スタッフの体制拡充による負担の軽減 等
学校行事、学校経営、事務等関係	<ul style="list-style-type: none">・校務に係るシステム化の推進による業務の改善・生成AIを活用した業務改善の検討 等
働きやすい環境づくり関係	<ul style="list-style-type: none">・始業日・終業日の見直しによる業務時間の確保や自己研鑽の機会の創出・相談体制の整備や研修の実施によるメンタルヘルスの向上 等

4 進捗管理等

業務を事務・作業単位で洗い出す実践推進校（パイロット校）を指定し、府教育委員会の職員等で構成するワーキングチームとともに、大学教授等の専門家の助言を受けながら、改善策の実施・検証を行い、実践から得られた成果を他の学校へ広く展開するなど、各市町（組合）教育委員会、各学校と一体となって働き方改革を推進する。

また、管理職のマネジメント能力向上に向けた支援を実施する。